

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立することができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 28年 4月 1日～平成 31年 3月 31日までの 3年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業にかかる給付や復職後の制度等の相談窓口を設定する。

＜対策＞

- 平成 28年4月～ 相談窓口の役割についての検討
- 平成 30年9月～ 相談窓口の設置について職員へ周知

目標2：育児休業後の復職がしやすい環境整備する為、保育施設サービス利用の費用助成新制度の導入、周知

＜対策＞

- 平成 28年4月～ 記録施設・事業所外保育施設サービス利用の費用助成新制度の周知徹底
- 平成 28年5月～ 記録施設の利用チラシ作成・周知
- 平成 29年4月～ 育児休業後の短時間勤務、看護休暇等のチラシ作成、周知

目標3：男性の育児休業取得を促すための周知を行う

＜対策＞

- 平成 28年4月～ 周知内容の検討
- 平成 29年4月～ 男性職員の育児休業取得を促進させるためチラシの作成、周知